

(案)

賃貸借契約書

- 1 事業年度・番号 令和 年度 第 号
- 2 件 名
- 3 賃貸借物件 別添仕様書のとおり
- 4 賃借料 月額¥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)
- 5 物件設置(保管)場所 橋本市 地内
- 6 履行期間 契約日の翌日から令和 年 月 日まで
- 7 賃貸借期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 8 契約保証金 免除

この賃貸借契約について、橋本市（以下「賃借人」という。）と（以下「賃貸人」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

所在地 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
(賃借人)

氏名 橋本市長 平木哲朗 ㊞

所在地
(賃貸人) 商号又は名称
代表者氏名

㊞

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、頭書の賃貸借契約（以下「契約書」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約書の履行に関して賃借人及び賃貸人の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第23条の規定に基づき、賃借人及び賃貸人協議の上選任される調停人が行なうものを除く。）の申し立てについては、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行なうことができる。この場合において、賃借人及び賃貸人は、既に行なった指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 賃借人及び賃貸人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行なうときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(秘密の保持)

- 第3条 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の取扱い)

- 第4条 個人情報等の取扱いは、別記「個人情報等の取扱いに関する特記事項」に委任する。
賃貸人は、別記「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の納入等)

- 第6条 賃貸人は、（以下「物件」という。）を契約書及び仕様書等で指定された物件設置（保管）場所へ、賃借人が指定する機器引渡し期限（以下「引渡し期限」という。）までに賃貸人の負担で納入しなければならない。また、物件を納入した後、物件の運用開始日（以下「使用開始日」という。）までに使用可能な状態に調整したうえ、賃借人の使用に供さなければならない。
- 2 賃貸人の責めに帰すべき事由により前項の引渡し期限までに物件を納入することができ

ない場合において、引渡し期限後相当の期間内に物件を納入する見込みのあるときは、賃借人は、賃貸人から遅延損害金を徴収して期日を延長することができる。

- 3 前項の遅延損害金の額は、引渡し期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年2.50パーセントの割合で計算した額とする。

(物件の検査及び引渡し)

第7条 賃借人は、賃貸人から物件の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行なうものとする。

- 2 前項の検査に合格したときは、賃借人は物件の引渡しを受けたものとし、必要に応じて当該物件の引渡完了通知書を賃貸人に交付するものとする。
- 3 第1項の検査に直接必要な費用は、賃貸人の負担とする。
- 4 賃貸人は納入した物件の全部又は一部が第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、契約書及び仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合における引換え又は手直しに係る検査は、前3項の規定を準用する。

(賃借料の支払)

第8条 賃貸人は、この物件を賃借人が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、賃借料を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1月分の月額として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は賃貸人の責に帰する事由により当該月の使用が1月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 賃借人は、第1項の規定により適正な請求があったときは、その日から30日以内に第1項に定める賃借料を支払わなければならない。
- 4 賃借人の責めに帰すべき事由により、前項に基づく賃借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の支払を賃借人に対し請求することができる。

(損害保険)

第9条 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

- 2 賃借人の責めに帰する事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。
- 3 賃借人は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(物件の保管及び使用方法)

第10条 賃貸人は、物件に賃貸人の所有権を明示する表示又は標識等を付すことができる。

- 2 賃借人は、契約書及び仕様書等に定める物件設置（保管）場所において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合は、賃貸人の承諾を得なければならない。

(物件の維持等)

- 第11条 賃借人は、別件を善良なる管理者の注意をもって管理し、物件本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 2 賃借人は、物件に故障又は事故が生じたときは、直ちに賃貸人に報告しなければならない。
- 3 賃貸人は、契約期間中、賃借人の承諾及び所定の手続きを経て物件設置（保管）場所に立ち入って、物件の現状、保管状況を調査することができる。
- 4 賃借人は、物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、賃借人が通常の用法によって物件を使用したにもかかわらず、物件の欠陥等、物件自体起因する損害が第三者の及んだときは、この限りでない。

(物件の原状変更)

- 第12条 賃借人は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すときは、事前に賃貸人の承諾を受けなければならない。

(物件の滅失又は毀損)

- 第13条 賃借人の責による物件の滅失又は毀損については、賃借人と賃貸人とが協議のうえ、その費用（第9条の規定により付された保険により補填された部分を除く。）は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は賃貸人が原状に回復しないことについて承諾したときは、この限りでない。
- 2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(危険負担)

- 第14条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、第11条及び前条の規定により賃借人の責に帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

(契約不適合責任)

- 第15条 賃借人は、賃貸人が納入した物件に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合は、賃借人は賃貸人に通知し、賃貸人は契約不適合責任を負うものとする。
- 2 前項の場合において、賃借人は、賃貸人に対し、引き換え又は手直しを請求することができる。ただし、第7条第2項に定める引渡しを受けた日の翌日から起算して1年を超えて請求することはできない。
- 3 物件の契約不適合により賃借人が物件を使用できなくなったときは、賃貸人に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、引き換え又は手直しができず、当該契約不適合の生じた部分について契約が遅行不能となった場合は、当該部分についての契約は終了する。

(契約内容の変更又は中止)

第16条 賃借人は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、契約金額又は期日を変更する必要があるときは、賃借人及び賃貸人が協議し、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃貸人は、賃借人に損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、賃貸借期間の残余期間にこの契約書の契約金額を乗じた額とする。

(賃借人の解除権)

第17条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、納入期限までに物件の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第7条第1項の検査の結果、物件の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物件を納入することができないと賃借人が認めたとき。

(3) 公正取引委員会が、賃貸人にこの契約における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く）

(4) 公正取引委員会が、賃貸人にこの契約における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く）

(5) 公正取引委員会が賃貸人にこの契約における違反行為があったとして行った決定に対し、賃貸人が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(6) 賃貸人（賃貸人が法人の場合に合っては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(7) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(9) 第16条第1項の規定によらないで、賃貸人が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納物件があるときは、賃借人の所有とすることができる。この場合において、賃借人は、当該物件の契約代金相当額を賃貸人に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、賃借人に帰属するものとし、契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が総額の10分の1に満たないときは、賃貸人が総額の10分の1に相当する額又はその不足額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

4 賃借人は、第1項の規定により賃貸人との契約を解除する場合において、賃貸人の所在を確認できないときは、賃借人の事務所にその旨を掲示することにより、賃貸人への通知にかえることができるものとする。

(賃借人の任意解除権)

第18条 賃借人は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、賃借人は、これによって生じた賃貸人の損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人及び賃貸人協議して定める。

(賃貸人の解除権)

第19条 賃貸人は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により物件を完納することが不可能となったとき。

(2) 賃借人が契約に違反し、その違反により物件を納入することが不可能となったとき。

(3) 第16条第1項の規定により、賃借人が物件の納入を一時中止させる場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(4) 第16条第1項の規定により、賃借人が契約内容を変更する場合において、賃借料が3分の1以下に減少するとき。

(5) 賃借人の責めに帰すべき事由により物件が滅失し、又は毀損し、使用不可能となったとき。

2 第17条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第20条 第16条から前条までの規定により、この契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、当該履行部分に対する賃借料を支払うものとする。

(転貸の禁止)

第21条 賃借人は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(損害金等の徴収)

第22条 賃貸人がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年2.50パーセントの割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数につき年2.50パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第23条 この契約書の各条項において賃借人及び賃貸人協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して賃借人及び賃貸人間に紛争が生じた場合には、賃借人及び賃貸人協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、賃借人及び賃貸人協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第24条 債務負担行為に係る契約については、各会計年度における賃借料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 年度 ￥ 円

令和 年度 ￥ 円

令和 年度 ￥ 円

2 賃借人は、予算上の都合、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合その他の必要があるときは、この契約を変更することなく、前項の支払限度額を変更することができる。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人及び賃貸人協議してこれを定める。

個人情報等の取扱いに関する特記事項

橋本市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間で締結された、（以下「本業務」という。）の履行にあたり、個人情報等の取扱いに関して、次の条項のとおり特記する。

（定義）

第1条 本業務において、個人情報等とは、発注者が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）、これらの情報から受注者が作成した個人情報、受注者が発注者に代わって行う業務の過程で収集した個人情報及びその他の本業務において知り得た情報をいい、受注者独自のもものと明確に区分しなければならない。

（個人情報等の保護に関する条例等の遵守）

第2条 受注者は、発注者の定める橋本市個人情報等保護条例、橋本市長が管理する個人情報の保護に関する規則、橋本市情報セキュリティ基本方針、橋本市情報セキュリティ対策基準、橋本市特定個人情報等の保護に関する基本方針及び橋本市特定個人情報等取扱規定に基づき、本特記事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第4条 受注者は、個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5条 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が解るようにしなければならない。

(教育の実施)

- 第6条 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(再委託)

- 第7条 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受注者は、本業務の一部（個人情報等を取り扱う業務を含む場合に限る。）をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。なお、原則的に再委託までとし、再々委託をしないよう体制の確保を行うこと。ただし、例外的に特段の条件を付して再々委託を認めることを禁止しない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先及び再々委託先等すべての関係者に前条に掲げる作業責任者等の届け出等、本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、前条に掲げる教育及び研修を再委託先及び再々委託先等すべての関係者に実施しなければならない。また、受注者は、発注者に対して、再委託先及び再々委託先等におけるすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先及び再々委託先との契約において、再委託先及び再々委託先等すべての関係者に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先及び再々委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(守秘義務)

第 8 条 受注者は、前条第 2 項により発注者が承認した場合を除き、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、データ保護に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 9 条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報等の安全管理)

第 10 条 受注者は、本業務を処理するために収集し、若しくは作成した個人情報等又は発注者から提供された資料に記録された個人情報等を漏洩し、紛失し、毀損し、又は滅失することのないよう、本業務において利用する個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等の安全管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報等を複製又は複写しないこと。
- (5) 受注者は、個人情報等を移送する場合、その方法（以下この項において「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、当該台帳に個人情報の受渡し、使用、複写若しくは複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者氏名を記録すること。
- (8) 個人情報等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等

を扱う作業を行わせないこと。

- (10) 個人情報等を利用する作業を行うパソコン等に、個人情報等の漏洩につながるおそれがあると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 11 条 受注者（受注者が再委託先、再々委託先等と契約する場合は、それら事業者を含む。）は、本業務の履行により知り得た個人情報等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、法又は条例の規定により当該利用又は提供が認められ、かつ、発注者の書面による事前の承諾がある場合は、この限りでない。

(従事者に対する周知)

第 12 条 受注者は、作業従事者に対し、在職中及び退職後においても、本業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは、法又は条例の規定に基づき処罰されるおそれがあることその他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(取得の制限)

第 13 条 受注者は、本業務を処理するために個人情報等を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(受渡し)

第 14 条 受注者は、発注者受注者間の個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(個人情報等の返還、廃棄又は消去)

第 15 条 受注者は、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら作成し、若しくは取得した個人情報等について、本業務完了時に発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、第 1 項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

5 受注者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフト

ウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読又は復元できないように確実に消去しなければならない。

- 6 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 7 受注者は、第7条第2項により、発注者が承認した再委託がある場合には、再委託先においても第1項から第6項までを遵守しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第16条 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について第10条に規定する台帳等の報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（調査）

第17条 発注者は、本業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者、再委託先及び再々委託先に対して、定期的または任意で、実地の調査を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者から改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故対応体制等の確立の義務）

第18条 受注者は、発注者に対して、本業務における個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合における報告体制、報告担当者、当該担当者の連絡先及び事故発生時の報告等の対応ルールについて、本業務の契約締結後14日以内に届け出なければならない。

- 2 前項の報告担当者及び当該担当者の連絡先について、受注者は、定期的に確認し、発注者に報告しなければならない。また、変更が発生した場合は、受注者は直ちに発注者に届け出なければならない。
- 3 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合で、法第2条第1項第8号に掲げる特定個人情報を取り扱う受注者は、再委託先及び再々委託先等すべての関係者であって当該特定個人情報を取り扱う者すべてについて、本条第1項及び第2項に規定する事項、第19条に掲げる報告義務及び関係法令等に基づく報告義務の責務を負うものとする。

（事故時の対応）

第19条 受注者は、本業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生

- に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏洩等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏洩等に係る事実関係を当該漏洩等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受注者は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 4 受注者は、本業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏洩等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約解除)

- 第 20 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する本業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償責任)

- 第 21 条 受注者は、本業務に係る義務の履行に際して、故意又は過失により特定個人情報の漏洩等をし、発注者に損害を与えた場合、次条に定める損害を除いて、発注者に対して賠償責任を負うものとする。

(免責)

- 第 22 条 受注者は、本業務契約及び本特記事項に基づき瑕疵なく本業務を行った上は、本業務に関し発生した損害について責任を負わないものとする。

(疑義についての協議)

- 第 23 条 本特記事項で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又は本特記事項に定めのない事項については、両者協議の上定める。